

青森県報

第九百五十二号

令和七年
八月十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(高齢福祉課).....一
- 障害福祉サービス事業者の指定.....(福祉課).....一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定.....(同).....二

公 告

- 建設業者の許可の取消し.....(中南部土木整備事務所).....二
- 右.....(三八県土木整備事務所).....二
- 右.....(同).....三
- 右.....(西北部土木整備事務所).....三
- 右.....(西北部土木整備事務所).....三
- 右.....(上北県土木整備事務所).....三
- 右.....(下北県土木整備事務所).....三
- 右.....(同).....四
- 右.....(同).....四

告 示

青森県告示第四百三十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称		住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
		姓	名					
〇三〇〇一 三五五	令和 七・七・三〇	社会福祉法人	みちのく福祉会	むつ市大字奥内平九	老人保健施設シルバーセンター	むつ市中央一丁目の一	令和 七・八・一	介護老人保健施設

青森県告示第四百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	事業種類	名称		所在地	指定年月日
		主たる事務所の所在地	名称		
株式会社 h i n s	共同生活援助	北海道札幌市白石区平和通二丁目北八の二六	クムの家ネスト	弘前市大字豊原二丁目五の五	令和 七・八・一

株式会社 h i n s	北海道札幌市白石区平和通二丁目北八の二六	短期入所	クムの家ネ ゲスト	弘前市大字豊原二丁目五の五	〃
-----------------	----------------------	------	--------------	---------------	---

青森県告示第四百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
上磯調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町下蟹田五六の三	令和 七・八・一
上磯調剤薬局三厩店	東津軽郡外ヶ浜町三厩新町六の三	〃

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 サイトールフ

二 氏名 齋藤章

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井九〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇五五一号

五 取消年月日 令和七年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 東北建機工業株式会社

二 代表者の氏名 中里明光

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼一八の六

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一六二七六号

五 取消年月日 令和七年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 小笠原興業

二 氏名 小笠原教

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字尻内六二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一七四六五号

五 取消年月日 令和七年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社川村建匠

二 代表者の氏名 川村浩司

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森三六の一八

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一五三六五号

五 取消年月日 令和七年六月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社リミックス

二 代表者の氏名 北向晃

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町浜道一七八の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇二三八号

五 取消年月日 令和七年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社花松
- 二 代表者の氏名 花部大祐
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲一丁目二一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―六）第六〇〇一六五号
- 五 取消年月日 令和七年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社花松
- 二 代表者の氏名 花部大祐
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲一丁目二一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第六〇〇一六五号
- 五 取消年月日 令和七年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年八月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社鳥山建設
- 二 代表者の氏名 鳥山光雄
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木一一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五四八七号
- 五 取消年月日 令和七年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭